

令和15年国民スポーツ大会・  
全国障害者スポーツ大会  
鳥取県準備委員会

第1回常任委員会



令和5年6月1日（木）

とりぎん文化会館 小ホール



令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会  
第1回常任委員会 次第

日時：令和5年6月1日(木) 14:00～14:05

場所：とりぎん文化会館 小ホール

1 開 会

2 議 事

第1号議案 令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会  
専門委員会規程（案）

3 閉 会

令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会  
鳥取県準備委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の種類等）

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1)委員長 1名
  - (2)副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、専門委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第5条 委員会は、運営上必要があるときは部会を設けることができる。

- 2 部会の委員は、委員長が依頼する。
- 3 部会に関する事項は、委員長が定める。

（補則）

第6条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項

| 委員会名          | 付託事項   | 委任事項  |
|---------------|--|---|
| 総務企画<br>専門委員会 | 1 総合的な計画の立案に関する事<br>2 会場地選定に関する事<br>3 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関する事<br>4 競技施設及び関連施設の基本的事項に関する事<br>5 開・閉会式会場及び関連施設の基本的事項に関する事<br>6 情報通信施設の基本的事項に関する事<br>7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事 | 1 総合的な計画の推進に関する事<br>2 文化プログラムに関する事<br>3 競技施設及び関連施設の調査、調整等に関する事<br>4 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関する事<br>5 情報通信施設の調査、調整等に関する事<br>6 他の専門委員会に属さない事項に関する事（重要な事項を除く。） |